

●70歳以上の入院時食事療養費標準負担額

所得区分		食事療養費標準負担額(1食あたり)	
		平成30年3月まで	平成30年4月から
市民税 課税世帯	現役並み所得	360円(※2)	460円(※2)
	課税一般		
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円	
	長期入院該当者(※1)	160円	
	低所得者Ⅰ	100円	

※7 過去12か月に91日以上入院した場合(低所得Ⅱの認定期間に限ります。)、申請により該当

※8 指定難病患者の方等は260円になります。